



# 飛驒市新型コロナウイルス感染症対策 行動計画

**【概要版】**

令和2年4月

## 市町村行動計画の法的な位置づけ

### ◆ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 新型インフルエンザ等 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

(2) ～(7) 略

（市町村行動計画）

第8条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（市町村行動計画）を作成するものとする。

附則

第1条の2 新型コロナウイルス感染症については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和2年法律第4号）の施行の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等とみなして、この法律及びこの法律に基づく命令の規定を適用する。

### ◆ 市町村行動計画に定める事項（措置法第8条第2項）

- ① 総合的な推進に関する事項
- ② 情報の適切な方法による提供
- ③ まん延の防止に関する措置
- ④ 生活及び地域経済の安定に関する措置
- ⑤ 対策を実施するための体制
- ⑥ 関係機関との連携
- ⑦ 市町村長が必要と認める事項

### ◆ 飛騨市新型コロナウイルス感染症対策行動計画

《行動計画の構成》

- I 対策の基本的な考え方
- II 実施上の留意点
- III 対策推進のための役割分担
- IV 各段階における対策

## I 対策の基本的な考え方

発生の段階や状況の変化に応じ柔軟に対応する。

段階	対策
県内で発生が確認された段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大のスピードを抑えることを目的とした対策</li> <li>・県が病原性に応じ行う不要不急の外出自粛要請や、施設の使用制限等に協力する。</li> </ul>
県内で感染が拡大した段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、県、国、事業者等と相互に連携して、医療の確保、市民生活や市民経済の維持のために最大限に努める。</li> </ul>
市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不要不急の外出自粛等の要請、施設使用制限、事業所における業務縮小等による接触機会の抑制など、社会全体での取り組みと、医療対応を組み合わせる総合的な対策をとる。</li> </ul>

## II 実施上の留意点

基本的人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は必要最小限のものとする。</li> <li>・法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。</li> </ul>
危機管理としての特措法の性格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されており、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。</li> </ul>
関係機関相互の連携協力の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府対策本部及び岐阜県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型コロナウイルス感染症対策を総合的に推進する。</li> </ul>
記録の作成・保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市対策本部、新型コロナウイルス感染症対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。</li> </ul>

## III 対策推進のための役割分担（国・県・市）

行政機関	役割の概要
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対策を実施し、地方公共団体等が実施する対策を支援する。</li> <li>・ワクチンその他の医薬品の調査・研究を推進し、新型コロナウイルス感染症に関する調査研究に係る国際協力の推進に努める。</li> <li>・政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。</li> </ul>

県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担う。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の発生時は直ちに県対策本部を設置。</li> <li>・市町村の支援、広域対応のための市町村間の調整を行う。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活基盤となる行政サービスを継続しつつ、市民への情報提供を行うとともに、要支援者の生活支援を行う。</li> <li>・国の「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」を受け、又は必要に応じて新型コロナウイルス対策本部を設置し、迅速な対策を実施する。</li> </ul>

#### IV 各段階における対策

	県内発生早期	市内発生期
状況	県内で新型コロナウイルス感染症の患者が発生しているが、県内の患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県・市内で新型コロナウイルス感染症の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</li> <li>・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。</li> </ul>
対策の目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。</li> <li>2) 患者に適切な医療を提供する。</li> <li>3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 医療体制を維持する。</li> <li>2) 健康被害を最小限に抑える。</li> <li>3) 市民の生活及び経済への影響を最小限に抑える。</li> </ol>
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「緊急事態宣言」発令時、市対策本部を設置する。</li> <li>・県対策本部設置時、必要に応じて市対策本部を設置する。</li> <li>・国・県の対処方針等に基づき、市の対策を決定・実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の基本方針・県行動計画を踏まえ、市の対策を協議・改定する。</li> <li>・まん延により市が緊急事態措置を行うことができなくなった場合には、県による代行、他市による応援の措置を活用する。</li> </ul>
サーベイランス 情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・県等から適切・正確な情報を収集する。</li> <li>・受診患者数等最新の流行状況を把握する。</li> <li>・学校の欠席者及び臨時休校の状況を把握する。</li> </ul>	継続
情報提供 ・共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線・ホームページ・飛騨市CATV・メール</li> </ul>	継続

	<p>配信サービス・市広報誌等複数の媒体・機関を活用し、正確でわかりやすく、状況の変化に即応した情報提供を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ、独自のメッセージの発信や注意喚起を実施する。</li> <li>・市民からの相談に対応できる相談窓口を設置する。</li> </ul>	
<p>予防・まん延防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者の入院、濃厚接触者の健康観察等、県が行う感染症法に基づく措置等へ協力する。</li> <li>・個人、地域レベルでの感染対策を強化する。(基本的感染対策等の勧奨、外出自粛勧奨、テレビ会議の利用、3密を避ける行動、催物等の開催の慎重な対応等の依頼)</li> <li>・病院、高齢者施設等における院内感染や施設内感染対策を徹底する。</li> <li>・災害時における避難所運営マニュアルを見直す。</li> </ul>	<p>継続</p>
<p>医療</p>	<p><b>【医療体制】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「帰国者・接触者相談センター」を周知する。</li> <li>・患者数の増加に応じて、診療体制の確保を図る。</li> <li>・臨時医療施設を選定する。</li> </ul> <p><b>【患者増加時における医療体制】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽症者の宿泊療養、同居家族が一時的に別の場所に滞在すること等、家庭内感染のリスクを下げる取組を実施する。</li> <li>・帰国者・接触者外来での医療提供が限界を超える恐れがあり、一般医療機関で外来診療を行う場合において、症状が</li> </ul>	<p><b>【医療体制】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び関係機関からの要請に応じ、各種対策等に協力する。</li> </ul> <p><b>【患者増加時における医療体制】</b></p> <p>継続</p>

	<p>軽度の場合は、自宅での安静・療養を原則とすることの周知を実施する。</p>	<p><b>【在宅患者への支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話訪問、食事の提供、医療機関への移送等を実施する。</li> <li>・自宅で死亡した患者への対応を行う。</li> </ul>
<p>市民の生活及び経済安定の確保</p>	<p><b>【事業者の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内事業者に従業員の感染予防と職場の感染対策を依頼する。</li> </ul> <p><b>【市民・事業者への呼びかけ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・買占め・売り惜しみの防止を呼びかける。</li> <li>・消費者の適切な行動を呼びかける。</li> </ul> <p><b>【市民生活・経済安定のための支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療体制の確保、事業活動の縮小や雇用への対策を実施する。</li> </ul> <p><b>【水の安定供給】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水を安定的に適切に供給する。</li> </ul> <p><b>【生活相談窓口の設置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の生活相談窓口を設置する。</li> </ul>	<p><b>【事業者の対応】</b></p> <p>継続</p> <p><b>【市民・事業者への呼びかけ】</b></p> <p>継続</p> <p><b>【市民生活・経済安定のための支援】</b></p> <p>継続</p> <p><b>【水の安定供給】</b></p> <p>継続</p> <p><b>【生活相談窓口の設置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の生活相談窓口を充実させる。</li> </ul> <p><b>【埋葬・火葬】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埋葬・火葬を円滑に実施する。</li> <li>・遺体安置所で適切に遺体保存を行う。</li> <li>・遺体搬送及び火葬作業にあたる者の感染防止対策を実施する。</li> <li>・広域的な火葬体制を確保する。</li> <li>・臨時遺体安置所の確保及び必要な人材の確保に努める。</li> </ul>